

令和 7 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 6 日

担当部・課：市民生活部環境課〔内線 3363〕

① 件名

鼠族・昆虫等駆除事業に係る殺虫剤の取扱いの見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本市では、各種感染症の発生を防止するため、病原体を媒介する害虫等の駆除活動を行う町内会等の団体に対し、防疫殺虫剤（以下「殺虫剤」という。）の支給を平成 17 年から実施している。

近年、記録的な猛暑が続くなど、駆除が必要な害虫等の生息環境も変化する中で、町内会等による駆除活動の重要性が増しているものの、駆除作業の担い手も高齢化し、ノウハウの継承も課題となっている。

特に、殺虫剤の取扱いについては、使用前・使用中・使用後・保管時の各段階で注意が必要で、特に「小分けしない」「食べ物や飲み物の容器に入れない」「各戸に配付しない」「厳重に保管する」等を基本とし、厳格な取扱が必要である。

町内会等において、殺虫剤を使用した害虫等の駆除作業において、安全に殺虫剤を取り扱うことができるよう運用の見直しを行う必要が生じている。

【目的】

害虫等の駆除に使用する殺虫剤の取扱いを見直すもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

石巻市害虫駆除等に関する要綱（平成 17 年告示第 111 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第 2 章 都市と自然が調和し快適と安らぎが生まれるまち

第 1 節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実

2 生活環境を保持する

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 1 月～ 各地区説明会

⑤ 主な内容

町内会等が殺虫剤の支給を求める申請書を提出する際、新たに、①散布する日、散布場所、散布方法、殺虫剤の保管場所等を記載した「散布実施計画書」、②散布に従事する者の氏名等を記載した「防疫作業従事者名簿」、③殺虫剤を保管する担当を衛生推進員とする旨や町内会等において殺虫剤を厳格に取り扱う旨を誓約する「誓約書」の提出を求めるとしている。

また、散布回数の限度は、年間 3 回から年間 2 回に変更する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

殺虫剤の取扱いを厳格化することにより、殺虫剤の安全な使用の下、町内会等における害虫駆除が実施される。

【市財政への負担】

市財政への影響なし。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内では、名取市、岩沼市、東松島市、富谷市、女川町が同様の事業を実施している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 3 月 石巻市害虫駆除等に関する要綱の一部改正（施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日）

⑨ その他